

北海道総合教育会議の傍聴に関する要領改正案

(趣旨)

第1条 この要領は、北海道総合教育会議の運営に関する要綱（平成27年6月17日北海道総合教育会議決定。以下「運営要綱」という。）第6条の規定に基づき、北海道総合教育会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続等)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、別記第1号様式による傍聴申請書を会議の開催日の3日前（以下「提出期限」という。）までに総務部教育・法人局総合教育推進課（以下「事務局」という。）に到着するよう送付（ファクシミリ又は電子メールによる送付を含む。以下同じ。）をし、別記第2号様式による傍聴者証の交付を受けなければならない。

2 提出期限の算出に当たっては、次に掲げる日を除くものとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

3 第1項の傍聴者証（以下「傍聴者証」という。）の交付は、20人に限り行うものとし、第1項の傍聴申請書を事務局に送付した者が20人を超えるとときは、抽選により傍聴者を選定する。

4 運営要綱第2条第2項の規定により会議を開催する場合は、第1項の規定にかかわらず、同項の手続をしないで傍聴することができる。この場合において、傍聴者証は、会議の開催日の別に定める時間までに事務局において受け付けた順番により、20人に限り交付する。

5 傍聴者証の交付を受けた者は、会議の当日、開会の30分前から10分前までの間に傍聴者証を事務局の職員に提示し、その指示に従い、指定の席に着かなければならない。

6 運営要綱第5条の規定により非公開とされた協議及び調整を行う事項は、傍聴することができない。

(傍聴することができない者)

第3条 次に掲げる者は、会議を傍聴することができない。

(1) 酒気を帯びていると認められる者

(2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者

(3) 前2号に掲げる者のほか、知事（運営要綱第2条第3項の規定により副知事が代理で会議に出席した場合は、副知事。次条第2項及び第5条において同じ。）が傍聴を不相当と認めた者

(傍聴者の守るべき事項)

第4条 傍聴者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) みだりに傍聴席を離れること。

(2) 帽子又は外とうの類を着用すること。

(3) 飲食すること。

(4) 私語、談話、拍手等をする事。

(5) 議事に批評を加え、又は賛否若しくは意見を表明すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となる行為をすること。

2 傍聴者は、写真、映画等の撮影又は録音をしてはならない。ただし、特に知事が認めた者は、この限りでない。

(傍聴者の退場)

第5条 傍聴者が前条の規定に違反したときは、知事は、事務局の職員に命じてこれを制止することができる。この場合において、傍聴者が制止に従わないときは、知事は、傍聴者に退場を命じることができる。

2 傍聴者は、知事に退場を命じられたときは、速やかに退場しなければならない。

(事務局の職員の指示)

第6条 第2条から前条までに規定するもののほか、傍聴者は、事務局の職員の指示に従わなければならない。

附 則

この要領は、運営要綱の施行の日から施行する。

別記第1号様式 (第2条関係)

傍 聴 申 請 書	
年 月 日	開催の北海道総合教育会議を傍聴したいので、申請します。
年 月 日	
北海道 <u>総務部教育・法人局</u> 総合教育推進課長	
申請者	住所 電話 氏名

別記第2号様式 (第2条関係)

第 号	
傍 聴 者 証	
年 月 日	開催の北海道総合教育会議の傍聴を認めます。
年 月 日	
北海道 <u>総務部教育・法人局</u> 総合教育推進課長	
様	
(当日は、 時 分までに、 で、この傍聴者証を <u>総務部教育・法人局</u> 総合教育推進課の職員に提示し、職員の指示に従って傍聴してください。)	